

令和4年12月2日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 有限会社 小松電器
業者の住所 : 千葉県船橋市本町1丁目13番10号
- 指名停止措置期間 : 令和4年12月2日から令和5年3月1日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
（有）小松電器の元代表取締役は、独立行政法人「国立病院機構」運営の下志津病院発注タイ
ル改修工事などの随意契約に関し、令和4年5月11日、贈賄容疑で逮捕された。また、国立研
究開発法人「国立国際医療研究センター」発注の物品購入契約に関し、令和4年6月3日、贈賄
容疑で再逮捕された。
- 指名停止措置理由
（有）小松電器の元代表取締役が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名
停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）
別表第2第4号イ（下記参照）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ</u> 代表役員等 <u>ロ</u> 一般役員等	逮捕又は公訴を知った 日から <u>3ヵ月以上9ヵ月以内</u> <u>1ヵ月以上3ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 田川 慎二 電話番号（052）953－8138